

第6号様式別表3、別表3の2、別表4、別表4の2、別表4の2の2、別表4の2の3、別表4の2の4、別表4の2の5、別表4の2の6及び別表4の2の7記載の手引

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 三	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んでください。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下この記載の手引において「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の5を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第6号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「控除未済外国税額⑩」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の4の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の5の⑤の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
9 「各道府県ごとに控除する外国税額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第6号様式別表4の2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 都道府県ごとの「控除すべき外国税額⑥」の欄の計算は、「当期分の控除外国税額⑨」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑩」の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>(3) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
別表三の二 1 用途等	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申告書に添付してください。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県相当分、下段に市町村相当分を記載します。</p>	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3 「政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んでください。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の12.3を用いて計算する法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。
4 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の1の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)の17の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第6号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第20号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「当期分として算定した法人税割額⑧」	各都道府県及び各市町村ごとに計算した法人税割額の合計額を記載します。 この場合、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の都民税法人税割額は、申告書で適用した税率の区分（17.3%のときは5.0%と12.3%、20.7%のときは6.0%と14.7%）により道府県民税相当額と市町村民税相当額とに分けてから計算します。	
10 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑧」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。 (3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。 (4) 「控除未済外国税額⑪」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の⑦の欄の金額 (ロ) この申告書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の⑤の欄の金額	
11 「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文及び政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書及び政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第6号様式別表4の2及び第20号様式別表4の2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(2) 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額⑦」及び「各市町村ごとに控除すべき外国税額⑧」の計算は「当期分の控除外国税額⑨」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑩」の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、「当期において控除する外国税額⑩」の欄から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を控除した額となります。</p> <p>(3) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、各都道府県及び各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式の⑧及び第20号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
別 表 四	<p>1 用途等</p> <p>(1) この明細書は、第6号様式別表3又は別表3の2に併せて提出してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第6号様式別表3、別表3の2及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。</p>	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑩の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑤の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の⑩の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の3の⑩の欄の金額</p>	

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 四 の 二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第6号様式別表3又は別表3の2に併せて提出してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「国税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5 「②であん分した国税の控除限度額④」	「国税の控除限度額①」の欄の金額に従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に17.3分の5を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。）を、当該区域以外の都の区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率をそれぞれ記載します。	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の5で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	
別 表 四 の 二 の 二	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出してください。	
	2 「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
<p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の9の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の3の欄の金額</p>	
<p>4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」</p>	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ①又は④×$\frac{\text{㉔}}{\text{㉓}}$</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>…………… ㉔又は①×$\frac{\text{㉓}}{\text{㉒}}$</p>	
<p>5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」</p>	<p>次に掲げる場合に依り、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
<p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」</p>	<p>「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)の2）の24の欄の金額を記載します。</p>	
<p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」</p>	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ⑤又は⑧×$\frac{\text{㉔}}{\text{㉓}}$</p>	

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合 $\dots\dots\dots \textcircled{5} \text{又は} \textcircled{5} \times \frac{\textcircled{7}}{\textcircled{6}}$	
別 表 四 の 二 の 三	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出してください。	
	2「当該法人の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	3「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の9の欄の金額 (2) 連結申告法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る連結事業年度の法人税の明細書(別表6の2(2)附表)の3の欄の金額	
	4「当該法人の控除限度額を超える外国税額③」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	5「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の24の欄の金額を記載します。	
別 表 四 の 二 の 四	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出してください。	
	2「被合併法人等の控除未済外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑤」の欄の金額 (2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑤」の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の9の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の3の欄の金額</p>	
4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ①又は④×^③/_②</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>…………… ④又は①×^③/_②</p>	
別表四の五 1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第25項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出してください。	
2 「当該法人の控除未済外国税額①」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額</p>	
3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の9の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の3の欄の金額</p>	
別表四の六 1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出してください。	
2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑯」の欄の金額</p>	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額</p> <p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額</p>	
3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の9の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の3の欄の金額</p>	
4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ①又は③× ②</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>…………… ③又は①× ②</p>	
別 表 四 の 二 の 七 1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出してください。	
2 「当該法人の控除未済外国税額①」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額</p>	
3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の9の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の3の欄の金額</p>	